

| 通 告 順 | 議 席 番 号 | 通 告 者 |
|--|---------|---------|
| 1 | 1 4 | 佐 藤 正 司 |
| <p>1 「森林環境譲与税」の活用について</p> <p>平成 31 年度に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行された。これは令和 2 年以降の国の温室効果ガス排出削減の目標の達成や災害防止等を図るため県市町村に「森林環境譲与税」として交付されている。この活用について伺う。</p> <p>(1) 森林における経営管理集積計画をどう策定するのか。</p> <p>(2) 里山トレッキングとしての整備は。</p> <p>(3) 「四季の森」(亶理中学校西)を四季が楽しめる「町民の森」として整備しては。</p> <p>2 持続可能な行財政改革について</p> <p>人口減少や少子高齢化への対応等、多くの課題に直面している。そうした状況の中で、町民の安全安心な暮らしに密着した施策の更なる充実を図るとともに、地域共生社会の実現や新型コロナウイルス対策など、新たな行政課題に対応していく必要がある。</p> <p>こうした背景の下、地域創生の取組を加速させ、新しいポストコロナ社会の創造の取組を進め、持続可能な行財政運営の実現を目指し強力に推し進めることが求められている。そこで、以下について伺う。</p> <p>(1) 新型コロナ禍における今後の財政状況は。</p> <p>(2) これまでの行政評価と外部評価の導入は。</p> <p>(3) 「持続可能な行財政運営プラン」の作成は。</p> <p>(4) ポストコロナ社会に向けた取組は。</p> | | |

| 通 告 順 | 議 席 番 号 | 通 告 者 |
|--|---------|---------|
| 2 | 1 | 小 野 一 雄 |
| <p>1 死亡手続きにおけるワンストップ化について</p> <p>身近な人を失った遺族が行う手続きが種々存在する。各種手続きは、それぞれの関係課に赴き手続きを行うのが現状であります。</p> | | |

遺族の手続きの負担を軽減し円滑な手続きを進めることが必要であると考
え次の項目について伺う。

- (1) 死亡届提出後の関係窓口への手続きの流れは。
- (2) ご遺族支援コーナーを設置し各種手続きのサポート並びに支援しては
どうか。
- (3) 死亡に伴う各種手続きの案内をまとめたハンドブックを作成、届出提
出時に配布し、他の関係機関の手続きの周知図ってはどうか。

2 成人式の開催について

令和3年1月10日(月)に予定されていた成人式が11月21日(日)に延
期された。延期した要因について伺う。

- (1) 延期した判断の基準は何か。
- (2) 成人式を迎えた若者たちの心情や、隣接自治体の動向を見据えたのか。
- (3) 「国民の祝日」である「成人の日」に「成人式」を行うことによりみん
なでお祝いすべきである。今後「成人式」は延期すべきでないとする
が町長の考えは。

| | | |
|-------|------|--------|
| 通 告 順 | 議席番号 | 通 告 者 |
| 3 | 15 | 鈴木 高 行 |

1 東日本大震災により被害の受けた土地、建物の課税について

- (1) 東日本大震災から3月で10年が過ぎる。被災した土地・建物の課税は、
どのようになるのか伺う。
- (2) 住宅用地として使用されて来た土地は土台だけ残っているもの、手付
かずの物、リフォームをした物と分類される。これらの土地の課税につ
いてどのような評価を行い所有者に説明してきたのか。
- (3) 建物については、全壊、大規模半壊、半壊に分類されたが、これら分
類された建物をリフォームして以前より綺麗になり再建築時に少しで
も近づけている建物の課税はどのようにして実施するのか伺う。

2 荒浜地区市街地の再生と吉田東部地区の街並形成について

- (1) 荒浜地区の旧市街地は道路、施設など公共施設は整備されてきた。漁

港周辺もなりわい施設が整備されてきているが、肝心な中心街は、住宅の土台だけや更地のままで手付かずのままであり、地域の方々も将来を危惧しておられる。町長はこの状態をどんなふうに思っておられるか伺う。

(2) 吉田東部地区、特に駅東周辺は空き家が散在している。今後移住者の誘導や商店、医院の再生もなかなか見通せない状況なので、行政の情報提供及び誘致、誘因など地区からの要望に対応する考えはないのか伺う。

| 通告順 | 議席番号 | 通告者 |
|---|------|-----|
| 4 | 3 | 高野進 |
| <p>1 「割山」採石後の植栽計画について</p> <p>東日本大震災の復旧・復興のため採取された土量は約 90 万 m³になる。(令和 2 年 7 月末時点)</p> <p>跡地は、森林環境を保全するため法面の緑化を行い、底地には植樹することになっている。</p> <p>そこで、次の点を伺います。</p> <p>(1) 採取期間は 2022 年(令和 4 年) 11 月迄となっているが、予定通りか。</p> <p>(2) 底地に杉などの植栽をすることになっているが、播種・育苗が進んでいるか。</p> <p>2 補助金の不正受給について</p> <p>障害福祉サービス費の不正受給について、昨年 12 月の定例会一般質問で、「令和 3 年 2 月 12 日に第 2 回債権者会議が開催されることになっている」と答弁されている。</p> <p>債権者会議の内容(結果)を伺います。</p> | | |